

福岡県公報

平成十九年四月十九日
号外
①

目次

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……一

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……九

福岡県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……一四

福岡県立病院対策長等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……一四

福岡県自動車産業振興室設置規則の一部を改正する規則 (人事課) ……一四

福岡県分権改革推進室設置規則 (人事課) ……一四

福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則 (人事課) ……一五

福岡県九州国立博物館室設置規則 (人事課) ……一五

福岡県立病院事業財務規則の一部を改正する規則 (県立病院課) ……一六

福岡県職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……一六

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……一七

福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……一七

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十四号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の十八」を「第三十一条の二十」に、「第五款 アジア文化交流センター(第七十八条 第八十条)」を「第五款 削除」に、「パスポートセンター」を「アジア文化交流センター」に、

「第六款 障害者職業能力開発校(第三百三十七条の六 第三百三十七条の八)」を

「第六款 障害者職業能力開発校(第三百三十七条の六 第三百三十七条の八)

第七款 パスポートセンター(第三百三十七条の九 第三百三十七条の十二)

改める。

第七条第二項第三号の表県立病院課の項を削り、同項第五号の表国際交流課の項を削り、同表新雇用開発課の項中「企画開発係」を「企画開発係 障害者雇用係」に改め、同表に次のように加える。

国際交流局	交流第一課	渉外係
	交流第二課	

第八条第五項中「及び労働局」を、「労働局及び国際交流局」に改める。

第十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の八第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十条の八第二項中「前項第十四号、第十五号及び第十六号」を「前項第十五号、第十六号及び第十七号」に、同条第三項中「第一項第四号、第六号、第七号、第九号及び第十三号」を「第一項第三号、第四号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十一条第一項中第十五号を削り、同項第十六号中「(県立病院に関するものを除

く。」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十七号を第十六号とし、同項第十八号中「特別会計」の下に「及び病院事業の財務」を加え、同号を同項第十七号とし、

同項第十九号中「薬務課及び県立病院課」を「及び薬務課」に改め、「(病院事業の財務に関するものを除く。）」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を第十九号とし、第二十一号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十七号、第二十九号及び第三十号」を

「第十九号、第二十一号、第二十二号、第二十五号、第二十六号、第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第三項中「第十六号及び第二十四号」を「第十五号及び第二十三号」に改め、同条第四項中「第十七号及び第十八号」を「第十六号及び第十七号」に改め、同条第五項中「第十九号及び第二十一号」を「第十八号及び第二十号」に改め、同条第六項中「第十三号」の下に「に掲げる事務」を加える。

第二十三条第四号イ中「及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設」を削る。

第二十三条の二第一項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える。

九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する事。

第二十三条の二第二項中「第十一号及び第十二号」を「第九号、第十二号及び第十三号」に掲げる事務」に改め、同条第三項中「第七号」の下に「に掲げる事務」を加える。

第二十五条第一号中ホをへとし、同号二中「県立身体障害者更生援護施設」の下に「、県立精神医療センター太宰府病院」を加え、同二を同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 病院事業の財務に関する事。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十一条の二を次のように改める。

(国保・援護課の所掌事務)

第三十一条の二 第七条第二項に規定する保健福祉部国保・援護課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 在外公館等借入金の確認に関する法律（昭和二十四年法律第七十三号）の施行に関する事。

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の施行に関する事。

三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の施行に関する事。

四 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）の施行に関する事。

五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）及び国民健康保険法施行法（昭和三十三年法律第九十三号）の施行に関する事（保険医療の実施に係るものを除く。）。

六 国民健康保険法及び国民健康保険法施行法の施行に関する事務のうち、保険医療の実施に係るものに関する事。

七 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の施行に関する事。

八 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の施行に関する事。

九 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の施行に関する事。

十 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の施行に関する事。

十一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の施行に関する事。

十二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の施行に関する事。

十三 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第一百四号）の施行に関する事。

十四 老人保健法の施行に関する事務のうち、医療に関する事（指定訪問看護事業者に係るものを除く。）。

十五 軍人軍属であつた者の身分上の取扱い及び遺骨遺品の伝達に関する事。

十六 未引揚者の調査及び引揚者の援護に関する事。

十七 軍人軍属であつた者及びその遺族の恩給に関する事。

十八 軍人軍属等であつた者の軍歴証明に関すること。

十九 軍人軍属等であつた者の叙位及び叙勲に関すること。

二十 医療費適正化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。

二十一 後期高齢者医療制度に関すること。

二十二 庶務に関すること。

二十三 財務会計に関すること。

2 国保・援護課財政係の所掌事務は、第一項第五号、第二十二号及び第二十三号に掲げる事務とする。

3 国保・援護課施設医療係の所掌事務は、第一項第六号に掲げる事務とする。

4 国保・援護課高齢者医療係の所掌事務は、第一項第十四号に掲げる事務とする。

5 国保・援護課援護係の所掌事務は、第一項第一号、第三号、第四号、第七号、第九号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事務とする。

6 国保・援護課恩給係の所掌事務は、第一項第二号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十七号から第十九号までに掲げる事務とする。

第三十一条の三第三号口中「認知症対応型共同生活介護」を「地域密着型サービス」に改める。

第三十一条の十二第一項第十三号中「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を「福岡県消費生活条例」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十六号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 アジア文化交流センターに関すること。

第三十一条の十二第二項中「第二号」を削り、「第四十号及び第四十一号」を「第四十一号及び第四十二号」に改める。

第三十一条の十五を次のように改める。

第三十一条の十五 削除

第三十一条の十七第一号中口を削り、八を口とし、二を八とし、ホをニとし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者雇用係

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の施行に関すること。

第二章第一節第二款第四目の二中第三十一条の十八の次に次の二条を加える。

（国際交流局交流第一課の所掌事務）

第三十一条の十九 第七条第二項に規定する生活労働部国際交流局交流第一課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 国際交流の総合企画、調査及び調整に関すること。

二 海外協力に関すること。

三 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、東アジアに関すること。

四 姉妹友好提携を行った海外の自治体等との交流に関する事務のうち、東アジアに関すること。

五 一般渉外に関すること。

六 在外県人の援護に関すること。

七 通訳及び翻訳に関すること。

八 その他国際交流に関する事務のうち、東アジアに関すること。

九 庶務に関すること（生活労働部国際交流局交流第二課に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関することを除く。）を含む。）。

十 財務会計に関すること。

十一 パスポートセンターに関すること。

十二 財団法人福岡県国際交流センターに関すること。

十三 国連ハビタット福岡事務所の支援に関すること。

2 国際交流局交流第一課渉外係の所掌事務は、前項第五号から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げる事務とする。

（国際交流局交流第二課の所掌事務）

第三十一条の二十 第七条第二項に規定する生活労働部国際交流局交流第二課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二 姉妹友好提携を行った海外の自治体等との交流に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 移住関係団体の指導及び連絡調整に関すること。

四 その他国際交流に関する事務のうち、他課に属しないこと。

五 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

六 財務会計に関すること。

第三十三条の二第一号中トを削り、同号に次のように加える。

ト 飯塚研究開発センターに関すること。

チ 財団法人福岡県産業・科学技術振興財団に関すること。

リ 財団法人飯塚研究開発機構に関すること。

第三十三条の二第三号口中「関すること」の下に「(飯塚研究開発センター及び財団法人飯塚研究開発機構に関するものを除く。)」を加える。

第四十条第五号中チをりとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)の施行に関すること。

第四十二条第四号口中「土地改良法」の下に「(昭和二十四年法律第百九十五号)」を加え、同条第六号イ中「(昭和二十四年法律第百九十五号)」を削る。

第四十三条第四号ホを削る。

第五十条の二第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 土木部に係る工事の入札に関すること(事務委任規則別表の規定により、財務担当所長に委任されたものを除く。)

第五十条の二第二項中「及び第六号から第十号」を「第六号及び第八号から第十一号」に、同条第三項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第五十八条第三号イを次のように改める。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。

第六十条第二号口中「住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)」を「住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)」に改め、同号八中「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)」を「独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)」に

改める。

第六十一条第二号イ中「高額所得者」を「高額所得者等」に改め、同号ロを削る。

第六十五条第一項第一号の表福岡県市町村合併推進審議会の項の次に次のように加える。

福岡県市町村合併調整委員	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十三条の規定による合併協議会に係るあつせん及び調停に関すること。	総務部地方課
--------------	--	--------

第六十五条第一項第二号の表福岡県消費生活審議会の項中「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を「福岡県消費生活条例」に、「及び」を「並びに」に改める。

第七十条第一項中「副所長及び企画監」を「及び副所長」に改める。

第七十一条第二号イ中「及び財務省」を「財務省及び防衛省」に改め、同条第五号ロを削る。

第四章第一節第五款を次のように改める。

第五款 削除

第七十八条から第八十条まで 削除

第八十七条の表福岡県粕屋保健福祉環境事務所、福岡県鞍手保健福祉環境事務所及び福岡県田川保健福祉環境事務所の項中

「保健福祉課」 「保健福祉課」

高齢者・児童家庭係 を 高齢者・児童家庭係 に改め、
障害者福祉係 「 障害者福祉係」

同表福岡県久留米保健福祉環境事務所の項中

「高齢者・児童家庭課」 「高齢者・児童家庭課」

高齢者福祉係 を 高齢者福祉係 に改め、
児童家庭第一係 児童家庭係
児童家庭第二係 「 監査指導係」

同表福岡県山門保健福祉環境事務所の項中

口 企画指導係

(1) 第一項第一号口に規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

口 障害者福祉係

(1) 第一項第二号口に規定する事務

八 監査指導係

(1) 第二項第二号八に規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

第八十九条第八項第二号を次のように改める。

二 高齢者・児童家庭課

イ 高齢者福祉係

(1) 第一項第二号イ(5)、(8)及び(9)に規定する事務

口 児童家庭係

(1) 第一項第二号イ(1)から(4)まで、(6)、(7)、(10)及び(11)に規定する事務

八 監査指導係

(1) 第二項第二号八に規定する事務

第八十九条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号に次のように加える。

八 監査指導係

(1) 第二項第二号八に規定する事務

第八十九条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「福岡県八女保健福祉環境事務所及び福岡県山門保健福祉環境事務所」を「及び福岡県八女保健福祉環境事務所」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第一号に次のように加える。

八 監査指導係

(1) 第二項第二号八に規定する事務

第八十九条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 福岡県遠賀保健福祉環境事務所の各課又は各係ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

口 企画指導係

(1) 第一項第一号口に規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

口 障害者福祉係

(1) 第一項第二号口に規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する。

口 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する。

六 保護第二課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する。

ること。

□ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

七 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務(同号ウに規定する事務を除く。)

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

第四章第三節第二款を次のように改める。

第二款 アジア文化交流センター

(名称、内部組織及び位置)

第百三十条 福岡県立アジア文化交流センター条例の規定により設置されたアジア文化交流センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名 称	内 部 組 織	位 置
福岡県立アジア文化交流センター	広報課 展示課 交流課	太宰府市石坂四丁目七番二号

(役付職員)

第百三十一条 アジア文化交流センターに所長及び副所長を、同センターの各課に課長を置く。

(所掌事務)

第百三十二条 アジア文化交流センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 広報課

イ 利用促進、広報に関すること。

ロ 庶務に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

二 展示課

イ 展示に関すること。

ロ 展示資料等の収集・保存に関すること。

ハ 調査研究に関すること。

二 情報に関すること。

三 交流課

イ 交流に関すること。

ロ 地域との連携に関すること。

ハ 教育普及に関すること。

第四章第三節に次の一款を加える。

第七款 パスポートセンター

(設置、名称、内部組織及び位置)

第百三十七条の九 一般旅券の交付等の事務を行うため、パスポートセンターを設置する。

2 パスポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福岡県パスポートセンター	福岡市中央区天神二丁目一番一号

3 パスポートセンターの内部組織の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福岡県パスポートセンター北九州支所	北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
福岡県パスポートセンター久留米支所	久留米市合川町一六四二番地の一
福岡県パスポートセンター飯塚支所	飯塚市新立岩八番一号

(役付職員)

第百三十七条の十 パスポートセンターに所長及び次長を、同センターの支所に支所長を置く。

(所掌事務)

第百三十七条の十一 パスポートセンター及び同支所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 パスポートセンター

イ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行の総括に関すること。
ロ 庶務に関すること。
ハ 財務会計に関すること（支所に係るものを含む。）。

二 支所
イ 旅券法の施行に関すること。
ロ 庶務に関すること。

第百四十六条第一項第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号に改める。

第百六十二条の表福岡県飯塚農林事務所の項中

「農地整備鉱害課

県営第一係 「農地整備課

県営第二係 を 県営第一係

県営第三係 を 県営第二係

団体営係 を 県営第三係

鉱害係 「

中「字九郎地山六〇一番地の一」を「六〇六番地一」に改め、同表福岡県行橋農林事務所の項中

「県営第二係」を「県営第二係」に改める。

第百六十四条第一項第五号二中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(8)までを(3)から(7)までとし、同条第四項第五号中「農地整備鉱害課」を「農地整備課」に改め、同号八に次のように加える。

(2) 第一項第五号二に規定する事務

第百六十四条第四項第五号二及びホを削り、同条第六項第四号ロに次のように加える。

(3) 第一項第五号二に規定する事務

第百六十四条第六項第四号中ハを削り、ニをハとする。

第百七十七条第三項の表福岡県病害虫防除所筑後支所の項中「字九郎地山六〇一番地の一」を「六〇六番地一」に改める。

第百九十二条中「（昭和二十五年法律第十二号）」を削り、同条の表福岡県筑後家畜

保健衛生所の項中「九郎地山六二七番地」を「六〇六番地一」に改める。

第百三十一条の表福岡県福岡土木事務所の項中

「用地課」 「用地課

管理第一係 管理第一係

管理第二係 を 管理第二係 に、

用地係 用地係

災害用地係 「

「災害事業室」 「災害事業室

橋梁係 橋梁係

河道第一係 を 河道係

河道第二係 「 緊急連絡管建設事業室」

項中「都市施設整備課」を 「都市施設整備課

緊急連絡管建設事業室」 に改め、同表福岡県那珂土木事務

「災害事業室」 「災害事業室

所の項中 橋梁係 を 橋梁係 に改め、同表福岡県宗像土木事務所の項中

河道第一係 を 河道係

河道第二係 「

「河川砂防課」を 「河川砂防課」に改め、第百三十二条第三項中「福岡土

緊急連絡管建設事業室」

木事務所の災害事業室」の下に「及び緊急連絡管建設事業室」を、「有明海沿岸道路対

策室」の下に「北九州土木事務所の緊急連絡管建設事業室」を、「那珂土木事務所の

災害事業室」の下に「及び宗像土木事務所の緊急連絡管建設事業室」を加える。

第百三十三条第二項中「災害事業室」の下に「緊急連絡管建設事業室」を加え、

同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急連絡管建設事業室

イ 北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること。

第百三十三条第三項第六号イ中「前項第七号ロ」を「前項第八号ロ」に、同号ハ中

「前項第七号二」を「前項第八号二」に改め、同条第九項中「各課ごと」の下に「緊

急連絡管建設事業室」を加え、同項中第七号を第八号とし、同項第六号イ中「第二項第

七号口」を「第二項第八号口」に改め、同号八中「第二項第七号二」を「第二項第八号二」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急連絡管建設事業室

イ 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事。

第二百三十三条第十一項第七号イ中「第二項第七号口」を「第二項第八号口」に改め、同号八中「第二項第七号二」を「第二項第八号二」に改め、同条第十二項第七号イ中「第二項第七号口」を「第二項第八号口」に改め、同号口中「福岡県甘木土木事務所」を「福岡県朝倉土木事務所」に改め、同号八中「第二項第七号二」を「第二項第八号二」に改め、同条第十五項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 緊急連絡管建設事業室

イ 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事。

第二百四十条第二項の表福岡県五ヶ山ダム建設事務所及び福岡県伊良原ダム建設事務所「工務課」を「工務第一係」に改める。

工務第二係

第二百六十条の二の二第二項中「消費生活センター」の下に、「アジア文化交流センター」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第三十五号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の二」を「第十九条」に、「第三十三条」を「第三十二条の二」に改める。

第七条の見出し中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改め、同条中「県立病院課」を「障害者福祉課」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「県立病院課」を「障害者福祉課」に改める。

第十八条第一号中「県立病院対策長、県立病院課、」を削る。

第十九条の二を削る。

第二十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を委任する。

第二十条第一項第三号イ後段を削り、同項第五号中「昭和三十六年法律第百五十五号」の下に、「以下この号中「法」という。」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。

施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

第二十条第一項第六号イ後段及び第七号イ後段を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務を委任する。

第二十条第二項第一号中「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の下に、「（以下この号中「法」という。）」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。

施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

第二十条第二項第二号二、第三号イ後段及び第五号イ後段を削り、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第二号、第四号及び第五号に掲げる事務を委任する。

第二十条第三項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 二 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。
 イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

第二十条第三項に次の二号を加える。
 四 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

五 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。

第二十条第四項に次のただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所に、第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事務を委任する。

第二十条第四項第三号中「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の下に「（以下この号中「法」という。）」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

第二十条第四項第四号リ、第五号イ後段及び第七号イ後段を削り、同条第五項に次の

ただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所に、第二号、第三号、第六号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事務を委任する。

第二十条第五項第二号チ、第三号イ後段及び第六号ハを削り、同項第七号中「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の下に「（以下この号中「法」という。）」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

第二十条第五項第九号イ後段、第十一号イ後段及び第十二号ニを削り、同条第六項第三号に次のように加える。

マ 施行規則第二十条の三第三項の規定に基づき、法第三十七条の二第一項の規定による公費負担の決定を行った場合に患者票を申請者に交付すること。

ケ 施行規則第二十条の三第五項の規定に基づき、患者がその医療を受ける病院又は診療所を変更しようとするときの届出を受領すること。

フ 施行規則第二十条の三第六項の規定に基づき、患者票の交付を受けた者がその結核患者について医療を受ける必要がなくなったときに患者票の返納を受領すること。

第二十条第七項第三号中「第五条の七及び第五条の八」を「第五条の十二及び第五条の十三」に改め、同中を同号ヤとし、同号中ウをクとし、ナからムまでをオからオまでとし、オの前に次のように加える。

ウ 法第五十二条第二項の規定に基づき、医療法人の定款、事業報告書等を閲覧させること。

第二十条第七項第三号ネ中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「決算」を「事業報告書等」に改め、同ネを同号ムとし、同号中ツをラとし、ニからソまでをトからナまでとし、同号ハ中「療養病床に係る」を「病床の設置及び」に改め、「（病床数を除く。）」を削り、「変更を許可すること」の下に「（病床数及び病床の種類）」との病床数に変更がない場合に限る。「」を加え、同ハを同号ヘとし、同号ロ中「病院

」の下に「又は診療所」を加え、「診療所又は」及び「病床数その他」を削り、同口を同号ホとし、同号中イを二とし、二の前に次のように加える。

イ 法第六条の三第一項及び第二項の規定に基づき、病院等から医療に関する情報の報告を受けること。

ロ 法第六条の三第四項の規定に基づき、市町村その他の官公署に対し、病院等に関する必要な情報の提供を求めること。

ハ 法第六条の三第六項の規定に基づき、病院等の開設者に対し、報告等を命ずること。

第二十条第七項第三号に次のように加える。

マ 施行規則附則第五十一条及び第五十二条第一項の規定に基づき、精神病床又は療養病床の転換を行う旨の届出を受領すること。

第二十条第八項第十二号を次のように改める。

十二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十条第二項の規定に基づき、動物取扱業者の登録申請書等を受領すること（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）。

ロ 法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、動物取扱業者登録簿に登録し、その旨を申請者に通知すること（法第十三条第二項及び法第十四条第三項において準用する場合を含む。）。

ハ 法第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること（法第十三条第二項、法第十四条第三項及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）。

ニ 法第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、動物取扱業者の種類、氏名等の変更又は飼養施設の設置の届出を受領すること。

ホ 法第十五条の規定に基づき、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供すること。

ヘ 法第十六条第一項の規定に基づき、廃業等の届出を受領すること。

ト 法第十七条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を抹消すること。

チ 法第十九条第一項の規定に基づき、動物取扱業者の登録を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

リ 法第二十三条第一項の規定に基づき、動物取扱業者に対して改善の勧告を行うこと。

ヌ 法第二十三条第二項の規定に基づき、動物取扱業者に対して必要な措置をとるべきことを勧告すること。

ル 法第二十三条第三項の規定に基づき、動物取扱業者に対して勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

ヲ 法第二十四条第一項の規定に基づき、動物取扱業者に対し、必要な報告を求め、又は所属職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

ワ 法第二十五条第一項及び第二項の規定に基づき、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認める場合において、当該事態を生じさせている者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

カ 法第二十六条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を行うこと。

キ 法第二十七条第二項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可に条件を付すること（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）。

ク 法第二十八条第一項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の変更の許可を行うこと。

ケ 法第二十八条第三項の規定に基づき、法第二十八条第一項ただし書の規定に基づき、軽微な変更の届出を受領すること。

コ 法第二十九条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。

ク 法第三十二条の規定に基づき、特定動物飼養者に対して必要な措置をとるべきことを命ずること。

ネ 法第三十三条第一項の規定に基づき、特定動物飼養者に対し、必要な報告を求め、又は所属職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させること。

ナ 法第三十五条第一項及び第二項の規定に基づき、犬又はねこを引き取り、又は引き取るべき場所を指定すること。

ラ 法第三十六条第二項の規定に基づき、負傷動物等を收容すること。
 ム 法第三十七条第二項の規定に基づき、犬又はねこの引取り等に際して、必要な指導及び助言を行うこと。

第二十条第八項第十六号イから八までを削り、同号二中「第十二条第一項」を「第六条」に改め、同二を同号イとし、同号ホ中「第十三条」を「第七条」に改め、同ホを同号ロとし、同号ヘ中「第十四条」を「第八条」に改め、同ヘを同号ハとし、同号ト中「第十五条第一項」を「第九条第一項」に改め、同トを同号ニとし、同条第十項に次のただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所に、第五号から第七号までに掲げる事務を委任する。

第二十条第十項第五号中「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の下に「(以下この号中「法」といふ。)」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ロ 施行規則第三条の第三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

第二十条第十項第六号イ後段及び第七号イ後段を削り、同条第十一項に次のただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所に、第一号に掲げる事務を委任する。

第二十条第十一項第一号リを削り、同号中チをカとし、カの前に次のように加える。

ワ 法第百十五条の七第五項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者について、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。

第二十条第十一項第一号中トをヲとし、ヘをルとし、ルの前に次のように加える。

又 法第百十三条の二第五項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設について、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療

養型医療施設の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。
 第二十条第十一項第一号中ホをリとし、二をチとし、チの前に次のように加える。

ト 法第八十三条の二第五項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者について、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。

第二十条第十一項第一号中ハをへとし、ロをホとし、ホの前に次のように加える。

二 法第七十六条の二第五項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者について、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。

第二十条第十一項第一号中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 法第二十四条第一項の規定に基づき、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。以下同じ。）について、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は所属職員に質問させること（実地指導に限る。）。

ロ 法第二十四条第二項の規定に基づき、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は所属職員に質問させること（実地指導に限る。）。

第二十二條第一号イ中「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十九條第二号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、ロの前に次のように加える。

イ 法第七条第六項の規定に基づき、衛生管理責任者配置及び変更届を受領すること（法第十条第二項において準用する場合を含む。）。

第二十九條第二号に次のように加える。

ト 施行令第五条第一項第一号から第三号までの規定に基づき、獣畜等をと畜場外へ持ち出すことを許可すること。

第三十二條の次に次の一条を加える。

第三十二條の次に次の一条を加える。
 (アジア文化交流センター所長委任事項)

第三十二條の二 福岡県立アジア文化交流センター所長に、次に掲げる事務を委任する

一 福岡県立アジア文化交流センターの管理及び運営に関する事務

この号中福岡県立アジア文化交流センター条例（平成十七年福岡県条例第十二号）を「条例」、福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則（平成十七年福岡県規則第七十二号）を「規則」という。

イ 条例第三条第二項の規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

ロ 条例第四条の規定に基づき、使用料の減免を行うこと。

ハ 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に休館し、又は開館すること。

ニ 規則第三条第二項の規定に基づき、臨時に開館時間等を変更すること。

ホ 規則第四条の規定に基づき、管理及び利用の手續を定めること。

ヘ 規則第九条の規定に基づき、普通観覧料のうち特別展示の観覧料及び特別観覧料のうちその他の写真撮影等料金を定めること。

第五十条第五項第二号を削り、同項第三号を第二号とする。

第五十条第八項第一号中ツをムとし、トからソまでをルからラまでとし、ルの前に次のように加える。

又 法第三十九条の二第二項の規定に基づき、保安林台帳の閲覧をさせること（法第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。）。

第五十条第八項第一号へ中「第三十四条の二第四項」を「第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第四項」に改め、同へを同号リとし、同号ホ中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第二項」に改め、同ホを同号チとし、同号ニ中「第三十四条の二第一項」を「第三十四条の三第一項」に改め、同ニを同号トとし、同号ハの次に次のように加える。

二 法第三十四条の二第一項の規定に基づき、保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採をしようとする者が提出する択伐の届出書を受領すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ホ 法第三十四条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるとき、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべ

き旨を命じること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ヘ 法第三十四条の二第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合において、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

第七十条第八項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十五条第三項の規定に基づき、法第十四条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を助案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすること。

ロ 法第十六条第三項の規定に基づき、特定建築物について同条第一項及び第二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を助案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすること。

ハ 法第五十三条第三項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又は所属職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表中

入札の執行その他	金額
を	

入札の執行その他	金額
に	ただし、企画振興部（北部福岡緊急連絡管建設事業に限る。）、土木部及び建築都市部の工事執行に係る委託料及び工事請負費については五〇〇万円未満とする。

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十六号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の二 出先機関の表中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表の備考中「第一号から第三十九号まで、第四十一号及び第四十四号から第四十九号まで」を「第一号から第三十八号まで、第四十号及び第四十三号から第四十八号まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立病院対策長等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十七号

福岡県立病院対策長等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立病院対策長等の職の設置に関する規則（平成三年福岡県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県建設監理監の職の設置に関する規則

第一条を削る。

第二条の見出し及び条名を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県自動車産業振興室設置規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十八号

福岡県自動車産業振興室設置規則の一部を改正する規則

福岡県自動車産業振興室設置規則（平成十八年三月福岡県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項に規定する職のほか、自動車博覧会事務局の事務に従事する職員として、室に参事を置く。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県分権改革推進室設置規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十九号

福岡県分権改革推進室設置規則

（設置）
第一条 分権型社会を担う制度・政策の企画立案やその実現に向けた取組みに関する事務を処理するため、福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）第三条第三項の規定に基づき、総務部財政課に分権改革推進室（以下「室」という。）を

付置する。

(役付職員等)

第一条 室に室長、企画監及び企画主幹を置く。

2 前項に規定する職のほか、室の事務に従事する職員は、総務部財政課の事務に従事する職員(同課の課長、副課長及び課長補佐の職にある者を除く。)をもって充てる。

(所掌事務)

第三条 室の所掌事務は、地方分権改革の推進にすることとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十号

福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則

(設置)

第一条 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事務を処理するため、福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)第三条第三項の規定に基づき、企画振興部水資源対策局に北部福岡緊急連絡管建設室(以下「建設室」という。)を設置する。

(役付職員等)

第一条 建設室に室長及び室長補佐を置く。

2 前項に規定する職のほか、建設室に知事が必要と認める職員を置く。

(所掌事務)

第三条 建設室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事

二 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事

三 財務会計に関する事

2 建設室に係る庶務(前項第二号に規定する事務を除く。)に関する事務は、企画振興部水資源対策局計画課において所掌する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県北部福岡緊急連絡管建設準備室設置規則の廃止)

2 福岡県北部福岡緊急連絡管建設準備室設置規則(平成十八年福岡県規則第七十九号)は、廃止する。

福岡県九州国立博物館室設置規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十一号

福岡県九州国立博物館室設置規則

(設置)

第一条 九州国立博物館に関する事務を処理するため、福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)第三条第三項の規定に基づき、生活労働部生活文化課に九州国立博物館室(以下「室」という。)を付置する。

(役付職員等)

第二条 室に室長及び企画主幹を置く。

2 前項に規定する職のほか、室の事務に従事する職員は、生活労働部生活文化課の事務に従事する職員(同課の課長、副課長、企画広報監、課長補佐及び係長の職にある者を除く。)をもって充てる。

(所掌事務)

第三条 室の所掌事務は、九州国立博物館に関する事

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県九州国立博物館室等の設置に関する規則の廃止)

2 福岡県九州国立博物館室等の設置に関する規則（平成五年福岡県規則第六十八号）は廃止する。

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡
福岡県規則第四十二号

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則

福岡県病院事業財務規則（昭和三十九年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「県立病院課（以下「県立病院課」という。）を「障害者福祉課（以下「障害者福祉課」という。）」に改め、同条第三項中「県立病院課」を「障害者福祉課」に、「財務係長」を「企画管理係長」に改める。

第八条中「県立病院課」を「障害者福祉課」に改める。

第十五条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項及び第二十二條第二項中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。

第二十三條の表中「県立病院課」を「障害者福祉課」に改める。

第二十七條、第二十七條の四、第二十九條、第三十二條第一項及び第三十二條の第二項中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。

第四十條第一項及び第二項中「県立病院課」を「障害者福祉課」に改める。

第四十四條の二第二項、第五十四條、第五十八條第二項、第六十條第一項、第六十二條、第六十九條、第七十二條から第七十四條まで、第七十五條第一項、第七十八條、第七十九條第一項及び第八十條中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。

第八十一條第一項中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に、「行なつ」を「行う」に改め、同条第二項中「行ない」を「行い」に、「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改め、同条第三項中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。

第八十二條中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に、「予算を」を「予算の」に改める。

第八十二條の二及び第八十三條中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。

様式目次中「（県立病院課）」を「（障害者福祉課）」に改める。

様式第一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第十七号、様式第二十号から様式第二十二号まで中「（~~県立病院課~~）」を「（~~県立病院課~~）」に改める。

様式第二十三号中「（~~県立病院課~~）」を「（~~県立病院課~~）」に、「~~福岡県立病院課~~」を「~~福岡県立病院課~~」に改める。

様式第二十四号、様式第二十五号、様式第二十六号から様式第二十七号の二まで、様式第三十六号から様式第四十一号まで及び様式第四十四号から様式第四十六号の二まで中「（~~県立病院課~~）」を「（~~県立病院課~~）」に改める。

様式第四十七号、様式第四十八号及び様式第四十九号中「（~~県立病院課~~）」を「（~~県立病院課~~）」に、「~~診療科~~」を「~~福岡県立病院診療科~~」に改める。

様式第五十号から様式第五十六号まで及び様式第五十九号中「（~~県立病院課~~）」を「（~~県立病院課~~）」に改める。

様式第六十二号及び様式第六十三号中「（~~県立病院課~~）」を「（~~県立病院課~~）」に、「~~県立病院課~~」を「~~県立病院課~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第十七号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表産業振興事務及び連絡調整事務関係の項担当事務の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表産業振興事務及び連絡調整事務関係の項の次に次のように加える。

自動車産業 振興事務関 係	福岡市	企業立地課自動車産 業振興室	北部九州自動車百五 十万台生産拠点推進 構想に関すること。
---------------------	-----	-------------------	-------------------------------------

別表中

行橋市	行橋市
京都郡苅田町	京都郡みやこ町
豊前市	豊前市
築上郡吉富町	築上郡上毛町
築上郡築上町	

を

行橋市	豊前市
-----	-----

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、自動車産業振興事務及び連絡調整事務の項の次に次のように加える改正規定は、平成十九年六月一日から施行する。

福岡県訓令第十八号

本 出 先 機 関 庁

福岡県警察本部

福岡県教育庁

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県議会事務局

平成十九年四月十九日

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正す

る。

第七条の表人事委員会事務局の項中「任用課課長補佐」を「任用課長が指定する職員」に、「任用課任用係長」を「任用課長が指定する職員」に改め、同条注2イ中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第十六条第十三号水中「第二百三十七条第五項」を「第二百三十七条第四項」に改める。

第二十一条第三号イ中「第十九条」を「第十条」に改める。

別表一第十二項課長専決事項の上欄第八号中「第九条」を「第十条」に改める。

別表二中

本庁等執行に 係るもの 全額	を	全額（出先機 関委任のもの を除く。）	に改める。
----------------------	---	---------------------------	-------

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第十九号

本 出 先 機 関 庁

福岡県警察本部

福岡県教育庁

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県議会事務局

平成十九年四月十九日

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 麻生 渡

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。別表一第二十五項を次のように改める。

